



令和4年12月28日

東金市長 鹿間 陸郎 様
九十九里町長 大矢 吉明 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
評価委員会委員長 鈴木紀彰

意見書

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について、
地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第
2項の規定による地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の意見は下
記のとおりである。

記

法第56条第1項において準用する第49条第1項の規定により令和4年12月15日
付け東企医第30号で通知のあった地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員
報酬等規程の一部改正について、異論はない。

なお、委員からの個別の意見については、以下のとおりである。

- ・会議資料によれば、監事の業務については、その充実を図り、単純に日数で換算でき
ないものを含め、切れ目なく担わせていく必要があることから、スポット的に現地で
業務を行ったことに対し報酬を支払う日額制よりも、月額制の方が望ましいこと
だが、これには合理性がある。また、報酬額についても、他の事例及び今後の監事の
業務活動内容に照らせば従前と比べ、高額とは言えない。
- ・東千葉メディカルセンターにおいては、給与等について、不正事案が発生するととも
に収賄の容疑で逮捕者がいるなど、ガバナンスの早急な確立・職員における規範意識
の醸成が求められているところであり、新たな監事に期待される役割は大きく、新た
な監事監査規程の下、監事には、法人執行部会議への出席等を通じ、法人と連携を密
にして業務を全うしていただくことを期待する。